

富士市児童遊び場設置補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、児童の健全育成に資するため、児童遊び場（以下「遊び場」という。）を設置しようとするものに対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和42年富士市規則第28号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、次項に規定する遊び場を管理する町内会（住民により自主的に組織された自治会をいう。以下同じ。）とする。

2 補助金の交付の対象となる遊び場（以下「補助対象遊び場」という。）は、敷地面積が、概ね100平方メートル以上の土地で、児童の安全性が確保されるとともに、常時、良好な状態で使用できる遊具等を設置しようとする場所とする。

3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。
(1) 遊び場の新設、拡張及び遊具等の増設並びに遊具等の取替、補修、及び撤去に要する経費のうち、町内会が事業者に対して支払う次の費用

ア 材料費

イ 作業員等の労務費

ウ 運搬費及び処分費

(2) その他市長が必要と認める費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象遊び場1か所につき補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の表に定める額を限度とする。

設置の区分	補助金限度額
遊び場の新設	50万円
遊び場の拡張及び遊具等の増設	40万円
遊び場の遊具等の取替 遊び場の遊具等の補修	20万円
遊び場の遊具の撤去	10万円

2 補助金の交付は、一の年度において、1遊び場につき1回限りとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする町内会（以下「申請者」という。）は、富士市児童遊び場設置補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 児童遊び場整備計画書（第3号様式）
- (2) 見積書
- (3) 各施設の図面及び仕様書
- (4) 写真（着手前）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、富士市児童遊び場設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 この要領による遊び場の設置については、次の各号に掲げる要件を具備するものでなければならない。

- (1) 土地所有者と設置者との間に、5年以上の土地賃貸契約が成立していること。
- (2) 当該町内以外の幼児、児童にも遊び場を開放すること。
- (3) 管理、運営上の責任は設置者とする事。

(交付の時期)

第7条 補助金の交付時期は、事業が申請どおり完了したことを確認した後とする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた町内会（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 児童遊び場施設整備完了報告書（第4号様式）
- (2) 写真（完了後）
- (3) 支払を証する書面の写し（領収書等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の取消し等)

第9条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 補助金の運用が不相当と認められたとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 事業を中止し、又は廃止したとき。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、昭和47年7月26日から施行する。

この要領は、平成26年6月30日から施行する。

参考

補助金の詳細

	内 容	補助対象経費限度額	補助金限度額
(1)	遊び場の新設	1 遊び場について、100 万円	補助金 50 万円
	詳 細 ・敷地造成 ・遊具等（遊具、トイレ、ベンチ、柵、公園灯、水飲み場、植栽等）の設置		

	内 容	補助対象経費限度額	補助金限度額
(2)	遊び場の拡張または遊具等の増設	1 遊び場について、80 万円	補助金 40 万円
	詳 細 ・敷地の拡張または遊具等の増設。（新設の施設のみ）		

	内 容	補助対象経費限度額	補助金限度額
(3)	遊具等の取替または補修	1 遊び場について、40 万円	補助金 20 万円
	詳 細 遊具等が損傷又は老朽化並びに新安全基準に適合しない場合に、当該遊具等の取り替え又は補修を行うとき。 ・遊具等の取替。（既設施設の撤去+新設の設置） ・遊具等の修繕。 ・水飲み場の新設。 ※遊具等を一度撤去し設置する場合にも該当する。		

	内 容	補助対象経費限度額	補助金限度額
(4)	遊び場の遊具の撤去	1 遊び場について、20 万円	補助金 10 万円
	詳 細 10 年以上経過した遊具に対して、施設が損傷又は老朽化並びに新安全基準に適合しない場合。ただし、10 年未満の遊具に対しては、市長が認める場合は、この限りでない。 （例：塩害による鉄部等の腐食の場合。） ・遊具の撤去のみの場合。		